

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項																	
政策企画部 サミット協力室	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものが3件あった。</p> <p>また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和元年5月30日 令和元年7月10日</td> <td>令和元年5月30日 令和元年7月11日</td> <td>令和元年5月30日 令和元年7月11日</td> <td>280円 280円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和元年6月3日</td> <td>令和元年6月3日</td> <td>令和元年6月18日</td> <td>410円</td> </tr> </tbody> </table>				職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和元年5月30日 令和元年7月10日	令和元年5月30日 令和元年7月11日	令和元年5月30日 令和元年7月11日	280円 280円	B	令和元年6月3日	令和元年6月3日	令和元年6月18日	410円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行わ れたい。</p>
職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額																		
		当初入力日	重複入力日																			
A	令和元年5月30日 令和元年7月10日	令和元年5月30日 令和元年7月11日	令和元年5月30日 令和元年7月11日	280円 280円																		
B	令和元年6月3日	令和元年6月3日	令和元年6月18日	410円																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
政策企画部 サミット協力室	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府※</td> <td>令和元年6月11日</td> <td>29,096円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月6日</td> </tr> <tr> <td>大阪府※</td> <td>令和元年6月12日</td> <td>29,500円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月3日</td> </tr> <tr> <td>大阪府※</td> <td>令和元年6月24日</td> <td>28,780円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東京発</p>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	大阪府※	令和元年6月11日	29,096円	1人	令和元年9月6日	大阪府※	令和元年6月12日	29,500円	1人	令和元年9月3日	大阪府※	令和元年6月24日	28,780円	1人	令和元年9月3日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底とともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																		
大阪府※	令和元年6月11日	29,096円	1人	令和元年9月6日																		
大阪府※	令和元年6月12日	29,500円	1人	令和元年9月3日																		
大阪府※	令和元年6月24日	28,780円	1人	令和元年9月3日																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
総務部 市町村課	<p>下記の物品調達事務において、3点の不備があった。</p> <p>1 物品調達事務の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>調達物品</td><td>選挙公報及び制度紹介等が録音されたカセットテープ(送付用封筒を含む) 476本</td></tr> <tr> <td>契約金額</td><td>1,147,940円 (単価2,233円×数量476本+消費税8% 85,032円)</td></tr> <tr> <td>契約方法</td><td> <p>随意契約（公開見積合せ※による単価契約）</p> <p>※公開見積合せとは、物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、見積受付期間等を公開し、電気通信回線を使用して、価格の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録されることにより、価格の見積もりをとることをいう。</p> </td></tr> <tr> <td>見積受付にあたり公開された仕様書の記載内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 見積書作成に当たっては、カセットテープ送付用の封筒の規格に関係なく1本当たりの消費税込単価及び1本当たりの消費税を記載すること 作成予定部数 600本（本数確定後、発注書を交付する） 支払額は、単価に作成する本数を乗じた額とする。 無投票となったときは、当該選挙区のテープ及び封筒の作成はしないので、それまでの作業如何を問わず、費用は一切支払わないで留意すること </td></tr> <tr> <td>見積受付期間</td><td>平成31年1月31日から同年2月6日</td></tr> <tr> <td>契約（単価確定）日</td><td>平成31年2月6日</td></tr> <tr> <td>数量確定日</td><td>平成31年3月29日</td></tr> <tr> <td>納品日</td><td>平成31年3月31日</td></tr> <tr> <td>請求日</td><td>令和元年6月7日</td></tr> <tr> <td>支払日</td><td>令和元年6月14日</td></tr> </table>	調達物品	選挙公報及び制度紹介等が録音されたカセットテープ(送付用封筒を含む) 476本	契約金額	1,147,940円 (単価2,233円×数量476本+消費税8% 85,032円)	契約方法	<p>随意契約（公開見積合せ※による単価契約）</p> <p>※公開見積合せとは、物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、見積受付期間等を公開し、電気通信回線を使用して、価格の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録されることにより、価格の見積もりをとることをいう。</p>	見積受付にあたり公開された仕様書の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> 見積書作成に当たっては、カセットテープ送付用の封筒の規格に関係なく1本当たりの消費税込単価及び1本当たりの消費税を記載すること 作成予定部数 600本（本数確定後、発注書を交付する） 支払額は、単価に作成する本数を乗じた額とする。 無投票となったときは、当該選挙区のテープ及び封筒の作成はしないので、それまでの作業如何を問わず、費用は一切支払わないで留意すること 	見積受付期間	平成31年1月31日から同年2月6日	契約（単価確定）日	平成31年2月6日	数量確定日	平成31年3月29日	納品日	平成31年3月31日	請求日	令和元年6月7日	支払日	令和元年6月14日	<p>過払いとなっている金額について、直ちに戻入されたい。また、検出事項について原因を確認し、支出命令者及び出納員の役割の再認識、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第78条関係</p> <p>3 物品調達システムによる物品の購入及び修理の手続については、「物品調達システム取扱要領」に基づいて行うものとし、次に掲げるものを除き、公開見積合せ(物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、見積受付期間等を公開し、電気通信回線を使用して、価格の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録させることにより、価格の見積りをとることをいう。)を実施するものとする。</p> <p>(1) 【地方自治法施行令】 (歳出の会計年度所属区分)</p> <p>第143条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。</p> <p>4 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度（過年度支出）</p> <p>第165条の8 出納閉鎖後の支出は、これを現年度の歳出としなければならない。</p> <p>(2) 【地方自治法】 第171条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。 (支出の方法)</p> <p>第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。</p> <p>2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (支出命令)</p> <p>第160条の2 地方自治法第232条の4第1項に規定する政令で定めるところによる命令は、次のとおりとする。</p> <p>1 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令</p>
調達物品	選挙公報及び制度紹介等が録音されたカセットテープ(送付用封筒を含む) 476本																					
契約金額	1,147,940円 (単価2,233円×数量476本+消費税8% 85,032円)																					
契約方法	<p>随意契約（公開見積合せ※による単価契約）</p> <p>※公開見積合せとは、物品調達システムに、購入しようとする物品の品名、数量、契約条項、見積受付期間等を公開し、電気通信回線を使用して、価格の見積り等見積書に記載すべき事項その他必要な事項を物品調達システムに記録されることにより、価格の見積もりをとることをいう。</p>																					
見積受付にあたり公開された仕様書の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> 見積書作成に当たっては、カセットテープ送付用の封筒の規格に関係なく1本当たりの消費税込単価及び1本当たりの消費税を記載すること 作成予定部数 600本（本数確定後、発注書を交付する） 支払額は、単価に作成する本数を乗じた額とする。 無投票となったときは、当該選挙区のテープ及び封筒の作成はしないので、それまでの作業如何を問わず、費用は一切支払わないで留意すること 																					
見積受付期間	平成31年1月31日から同年2月6日																					
契約（単価確定）日	平成31年2月6日																					
数量確定日	平成31年3月29日																					
納品日	平成31年3月31日																					
請求日	令和元年6月7日																					
支払日	令和元年6月14日																					

2 不備事項
(1) 過年度支出

本件は、本来、当該行為の履行があった日（検査日）の属する平成30年度一般会計から支出すべきであったが、出納閉鎖後に支払いの未処理が判明したため、令和元年度一般会計から過年度支出されていた。

(2) 過払い

契約単価に数量を乗じて算出した額を支出すべきところ、支出命令者による支出の命令及び出納員による支出負担行為の確認の双方において見過ごされた結果、下記のとおり162,964円の過払いが生じていた。

	単価	数量	消費税	合計金額
《正》契約内容	2,233円	476本	85,032円	1,147,940円
《誤》請求内容	2,550円	476本	97,104円	1,310,904円
差引	317円	0本	12,072円	162,964円

(3) 検査調書の作成またはこれに代わる手続の失念

検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、一定のものについては、これに代わる手続（物品調達システムに検査した者の職・氏名を記録する方法等）が認められている。しかし、本件については、いずれも行われていなかった。

【大阪府財務規則】（支出の命令）

第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。

(3)

【地方自治法】（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【大阪府財務規則】（検査）

第69条

4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。

【大阪府財務規則の運用】

第69条関係

- 4 規則第69条第4項の「知事が別に定めるもの」とは、次の各号に掲げる契約とする。
(2) 160万円以下の物品購入に係る契約（物品調達システムに記録されているものに限る。）
- 5 規則第69条第4項の「知事が別に定める方法」とは、次の各号に掲げるものとする。
(1) 物品調達システムに検査した者の職・氏名を記録する方法
(2) システムで作成する支出命令伺書に検査した者の職・氏名を記載する方法

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
財務部 財産活用課	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかつた時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員名</th><th>健康診断名</th><th>健診日</th><th>健診等の時間</th><th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>人間ドック受診後の再検査</td><td>令和元年11月20日</td><td>午前9時30分から午後0時30分まで</td><td>午前9時30分から午後6時00分まで(全日)</td></tr> </tbody> </table>	職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック受診後の再検査	令和元年11月20日	午前9時30分から午後0時30分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (略)</p> <p>2 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【休暇休業制度解説】(総務事務システム「各種規定・手引き集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠</th><th>条文</th><th>具体例</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例 第2条 第2号</td><td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td><td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、 大腸検診 (以下略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、 大腸検診 (以下略)	(略)
職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック受診後の再検査	令和元年11月20日	午前9時30分から午後0時30分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、 大腸検診 (以下略)	(略)																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																		
府民文化部 府民文化総務課	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかつた時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員名</th><th>健康診断名</th><th>健診日</th><th>健診等の時間</th><th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>人間ドック</td><td>令和元年 7月3日</td><td>午前9時30分 から 午後0時15分 まで</td><td>午前9時30分 から 午後6時00分 まで (全日)</td></tr> </tbody> </table>					職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和元年 7月3日	午前9時30分 から 午後0時15分 まで	午前9時30分 から 午後6時00分 まで (全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (略) 2 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【休暇休業制度解説】(総務事務システム「各種規定・手引き集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠</th><th>条文</th><th>具体例</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例 第2条 第2号</td><td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td><td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、 大腸検診 (以下略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、 大腸検診 (以下略)	(略)
職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																				
A	人間ドック	令和元年 7月3日	午前9時30分 から 午後0時15分 まで	午前9時30分 から 午後6時00分 まで (全日)																				
根拠	条文	具体例	備考																					
条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、 大腸検診 (以下略)	(略)																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
府民文化部 府民文化総務課	普通財産の使用貸借契約及び賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に更新登録されていなかった。						検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行わ れたい。
	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	
	土地	下水道管31.32m マンホール 0.865m ²	非営利	公共下水道事業 (施設名:府立大学事務局)	無償	R2.4.1～ R3.3.31	
	土地	本柱1本 支線1本	営利	配電支持物の設置 (施設名:府立大学事務局)	3,400円	R2.4.1～ R3.3.31	
	土地	電柱1本(通信ケーブル2条)	営利	電気通信事業 (施設名:府立大学事務局)	1,500円	R2.4.1～ R3.3.31	
	土地	ガス管 (地下埋設物) 60mm/1.85m 60mm/2.4m	営利	都市ガス供給 (施設名:府立大学事務局)	400円	R2.4.1～ R3.3.31	
	土地	電柱1本	営利	電気通信事業 (施設名:女子大学大仙校舎)	1,500円	R2.4.1～ R3.3.31	
	土地	電柱1本	営利	電気通信事業 (ケーブルテレビジョン) (施設名:女子大学大仙校舎)	1,500円	R2.4.1～ R3.3.31	
	土地	本柱1本 支線1本	営利	配電支持物の設置 (施設名:女子大学大仙校舎)	5,400円	R2.4.1～ R3.3.31	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
府民文化部 府民文化総務課	<p>学校用地として貸付けていた普通財産（土地）の使用貸借契約について、貸借期間の満了後も更新手続（契約の更新）を行うことなく貸付を継続していた。</p> <p>1 契約期間 旧（更新前） 平成29年10月25日～平成31年3月31日 新（更新後） 平成31年4月1日～令和1年3月31日 ※ 契約の更新に伴う新たな貸付期間（10年）については、受検機関に確認済み。</p> <p>施設名：工業高等専門学校</p> <table border="1" data-bbox="628 781 1835 1102"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>貸付数量</th><th>使用目的</th><th>貸付目的</th><th>年間貸付料</th><th>貸付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td><td>18,109.00m²</td><td>非営利</td><td>学校用地</td><td>無償</td><td>H31.4.1～R11.3.31</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>203.00m²</td><td>非営利</td><td>学校用地</td><td>無償</td><td>H31.4.1～R11.3.31</td></tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	18,109.00m ²	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31	土地	203.00m ²	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行わみたい。</p> <p>【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】 (普通財産の貸付け等) 第4条 普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他者が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第8節 普通財産の貸付け 第7 貸付けの手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部局長等は、貸付けを受けようとする者から府有財産借受申請書を提出させる。 2 申請があったときは、貸付けが適当であるか及び貸付け契約の内容について以下の点から十分に検討する。 3 貸し付けることが相当であると認めるときは、同文書の合議により財務部長（財産活用課長）に協議する。 4 同文書の決裁完了後その旨を申請者に通知し、貸付け契約を締結する。
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間															
土地	18,109.00m ²	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31															
土地	203.00m ²	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	<p>1 府が発注した工事請負契約における工事完了に伴う検査（履行確認）について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。</p> <p>下記、2件の工事の完了に伴う検査（履行確認）について、文化課の職員名において検査調書が作成されていたが、実際は当該施設を管理運営する指定管理者の現地スタッフに確認させたのみで、本来検査を行うべき工事請負契約の発注者である府（文化課）として、検査（履行確認）行為を行っていなかった。</p> <p>(1) 工事名称 江之子島文化芸術創造センター室内機3台室外機3台修理作業 ア 工事場所 大阪市西区江之子島二丁目1番34号 イ 契約期間 令和元年5月28日から同年6月30日まで ウ 契約金額 2,149,200円 エ 文化課職員が作成していた検査調書（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="606 945 1740 1215"> <tr> <td>完了日</td> <td>令和元年5月30日 (報告書受理日：令和元年6月14日)</td> </tr> <tr> <td>検査年月日</td> <td>令和元年6月17日</td> </tr> <tr> <td>検査内容</td> <td>契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について<u>現場確認を行い</u>、契約目的の達成及び品質が確保され、設置された室内機・室外機について良好な状態で使用できていることを確認した。</td> </tr> </table> <p>※ 文化課職員は、現場確認を行っていないにもかかわらず、「現場確認を行った。」と記載していた。</p> <p>(2) 工事名称 大阪府立江之子島文化芸術創造センター1階渡り廊下廻り漏水補修工事 ア 工事場所 大阪市西区江之子島二丁目1番34号 イ 契約期間 令和元年9月3日から同月26日まで ウ 契約金額 604,800円 エ 文化課職員が作成していた検査調書（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="606 1563 1740 1832"> <tr> <td>完了日</td> <td>令和元年9月26日 (報告書受理日：令和元年9月26日)</td> </tr> <tr> <td>検査年月日</td> <td>令和元年9月26日</td> </tr> <tr> <td>検査内容</td> <td>契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について<u>現場確認を行った</u>。 また、作業完了報告書に基づき、契約内容どおりの目的が達成され、その履行が完了していることを確認した。</td> </tr> </table> <p>※ 文化課職員は、現場確認を行っていないにもかかわらず、「現場確認を行った。」と記載していた。</p>	完了日	令和元年5月30日 (報告書受理日：令和元年6月14日)	検査年月日	令和元年6月17日	検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について <u>現場確認を行い</u> 、契約目的の達成及び品質が確保され、設置された室内機・室外機について良好な状態で使用できていることを確認した。	完了日	令和元年9月26日 (報告書受理日：令和元年9月26日)	検査年月日	令和元年9月26日	検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について <u>現場確認を行った</u> 。 また、作業完了報告書に基づき、契約内容どおりの目的が達成され、その履行が完了していることを確認した。	<p>1 検出事項について、契約の履行確認や検査のルールを十分に理解した上で、所属のチェック体制を強化する等、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2</p> <p>普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (監督又は検査の方法) 第167条の15</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条</p> <p>2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。</p> <p>5 前項の規定は、令第167条の15第4項の規定に基づき検査をした府の職員以外の者について準用する。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係</p> <p>2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p>
完了日	令和元年5月30日 (報告書受理日：令和元年6月14日)													
検査年月日	令和元年6月17日													
検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について <u>現場確認を行い</u> 、契約目的の達成及び品質が確保され、設置された室内機・室外機について良好な状態で使用できていることを確認した。													
完了日	令和元年9月26日 (報告書受理日：令和元年9月26日)													
検査年月日	令和元年9月26日													
検査内容	契約書・仕様書に記載された内容に基づき、業務実施状況について <u>現場確認を行った</u> 。 また、作業完了報告書に基づき、契約内容どおりの目的が達成され、その履行が完了していることを確認した。													

	<p>【会計事務の手引】</p> <p>第5章 契約</p> <p>第6節 契約の履行確認</p> <p>1 履行確認の必要性</p> <p>3 検査</p> <p>検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。</p> <p>2 工事請負契約について、契約書で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。 江之子島文化芸術創造センター室内機3台室外機3台修理作業（2,149,200円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人届 ・ 主任技術者届 ・ 専門技術者届 <p>2 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	<p>地方自治法施行令第150条第1項第3号及び大阪府財務規則第9条第2項によれば、目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされているが、「大阪府立江之子島文化芸術創造センター室内機3台室外機3台修理作業(2,149,200円)」については、工事請負費で支出すべきところ、委託料として支出されていた。</p> <table border="1" data-bbox="619 707 1603 999"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 707 1095 774">【支出科目（誤）】</th><th data-bbox="1095 707 1603 774">【支出科目（正）】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 774 1095 999"> (款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 (節) 委託料 </td><td data-bbox="1095 774 1603 999"> (款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 (節) 工事請負費 </td></tr> </tbody> </table>	【支出科目（誤）】	【支出科目（正）】	(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 (節) 委託料	(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 (節) 工事請負費	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (予算の執行及び事故繰越し) 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。</p> <p>【大阪府財務規則】 (歳入歳出予算の款項目節の区分) 第9条 2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章 支出 第9節 節の説明及び事務手続上の留意点 14 工事請負費 工事請負費は、土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で、工事請負契約により行うものをいいます。</p>
【支出科目（誤）】	【支出科目（正）】					
(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 (節) 委託料	(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 (節) 工事請負費					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
府民文化部 文化・スポーツ室	<p>管外出張について、出張に係るシステム入力後、支出手続きが行われず、旅費が未払いとなっているものがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>旅行日</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都千代田区</td> <td>平成31年 4月24日</td> <td>29,260円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費の額	東京都千代田区	平成31年 4月24日	29,260円	<p>検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて職員に周知徹底するとともに、所属のチェック体制を強化する等の措置を講じられたい。</p> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>
出張先	旅行日	旅費の額						
東京都千代田区	平成31年 4月24日	29,260円						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
府民文化部 文化・スポーツ室	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="555 662 1572 954"> <thead> <tr> <th>事実発生時期</th><th>人数</th><th>延べ件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年4月 令和元年5月 令和元年9月</td><td>1名 2名 1名</td><td>1件 2件 1件</td></tr> </tbody> </table>	事実発生時期	人数	延べ件数	平成31年4月 令和元年5月 令和元年9月	1名 2名 1名	1件 2件 1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>
事実発生時期	人数	延べ件数						
平成31年4月 令和元年5月 令和元年9月	1名 2名 1名	1件 2件 1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	無体財産権について、公有財産台帳に登録されていないものがあった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳)</p> <p>第15条 財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 貢産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。 (3) 物権は、それを設定した日。 (4) 無体財産権は、それを登録した日。 (5) 出資による権利及び信託の受益権は、それを出資及び信託した日。
	種別	種目	財産名	登録番号	登録年月日	
	無体財産権	商標権	ワッハ上方ロゴマーク	第4298255号	平成11年7月23日	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																								
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	<p>普通財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>施設名：元モノレール車両基地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>貸付数量</th><th>使用目的</th><th>貸付目的</th><th>年間貸付料</th><th>貸付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td><td>※ 23.12m²</td><td>非営利</td><td>物置の設置</td><td>96,300円</td><td>H31.4.1～R2.3.31</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>1,677.80m²</td><td>非営利</td><td>夏祭りの開催</td><td>20,730円</td><td>R1.8.17</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>1,677.80m²</td><td>非営利</td><td>餅つき大会の開催</td><td>21,120円</td><td>R1.12.15</td></tr> </tbody> </table> <p>※印の貸付分は、過去の履歴はあるが更新されていなかった。</p>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	※ 23.12m ²	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～R2.3.31	土地	1,677.80m ²	非営利	夏祭りの開催	20,730円	R1.8.17	土地	1,677.80m ²	非営利	餅つき大会の開催	21,120円	R1.12.15	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																					
土地	※ 23.12m ²	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～R2.3.31																					
土地	1,677.80m ²	非営利	夏祭りの開催	20,730円	R1.8.17																					
土地	1,677.80m ²	非営利	餅つき大会の開催	21,120円	R1.12.15																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかった。						<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産)</p> <p>第18条 部局長等は、所管事業にかかる借地及び借家(建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	
	建物	大阪市中央区難波千日前 12-7 (Y E S ・ N A M B A ビル)	609.943 m ²	大阪府立上方演芸 資料館として使用	18,462,444 円	H30. 4. 1 ~ H31. 3. 31	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日）

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																								
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	<p>普通財産の貸付契約に伴う貸付状況の確認について、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト（※1）を作成していないものがあった。また、当該調査を実施した場合に必要となる財産活用課長への報告書（※2）も作成されておらず、当該報告を怠っていた。</p> <p>（※1）様式1：使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※2）様式2：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書</p> <p>1 施設名：元モノレール車両基地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>貸付数量</th><th>使用目的</th><th>貸付目的</th><th>年間貸付料</th><th>貸付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td><td>23.12m²</td><td>非営利</td><td>物置の設置</td><td>96,300円</td><td>H31.4.1～R2.3.31</td></tr> </tbody> </table> <p>2 施設名：センチュリーオーケストラハウス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>貸付数量</th><th>使用目的</th><th>貸付目的</th><th>年間貸付料</th><th>貸付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>2,164.84m²</td><td>非営利</td><td>楽団運営及び 楽員の技能向上 のため専用練習場</td><td>8,648,310円</td><td>H31.4.1～R2.3.31</td></tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	23.12m ²	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～R2.3.31	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	建物	2,164.84m ²	非営利	楽団運営及び 楽員の技能向上 のため専用練習場	8,648,310円	H31.4.1～R2.3.31	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行わみたい。</p> <p>【大阪府公有財規則】 (貸付状況の確認)</p> <p>第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るために、毎年1回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。</p> <p>【平成30年3月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】</p> <p>1 毎年7月1日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。 2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。 3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</p>
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																					
土地	23.12m ²	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～R2.3.31																					
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																					
建物	2,164.84m ²	非営利	楽団運営及び 楽員の技能向上 のため専用練習場	8,648,310円	H31.4.1～R2.3.31																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

物品の受入手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	<p>無償で譲り受けた（寄附採納）、下記物品について、寄附採納手続を行っていないかった。</p> <p>1 寄附物品 のれん 7枚 (大阪出身のイラストレーターが「笑い」をモチーフに作成した作品)</p> <p>2 設置場所 大阪府立上方演芸資料館</p>	<p>検出事項について、物品の受入事務を十分理解した上で、適正な事務処理を行わ れたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員 に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出し の事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿（様式第39号） (2) 消耗品出納簿（様式第40号）</p> <p>【会計事務の手引】 第8章 物品 第4節 物品の出納 4 寄附採納による受入事務 (1) 寄附申出書の受理 寄附者より寄附申出書を受けます。ただし、軽易な物品（例えば、 図書のようなもの）については、寄附申出書の省略ができます。 (2) 寄附採納伺書の作成及び決裁 寄附物品の採納受諾伺書を作成し、物品管理者の決裁を受け、出 納員に合議します。 なお、負担付きの寄附又は贈与に該当するときは、議会の議決事 項（地方自治法第96条第1項第9号）となります。 (3) 寄附受諾書の交付及び受入通知 物品管理者は、採納を決定したときは、寄附申込者に寄附受諾書 を交付するとともに出納員へ受入通知します。 (4) 物品の受領 出納員は、寄附申込者から物品を受領し、受領書（受領印は公印 を寄附者に交付します。 (5) 出納簿への受入記簿 物品の受入通知に基づき、出納簿に受入記簿（受入日付は、物品 受領書の受入日付）します。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
福祉部 福祉総務課	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあった。</p> <p>また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="533 624 1867 810"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和元年8月26日</td> <td>令和元年8月21日</td> <td>令和元年8月23日</td> <td>510円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和元年8月26日	令和元年8月21日	令和元年8月23日	510円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
職員	旅行日			旅行命令			過払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和元年8月26日	令和元年8月21日	令和元年8月23日	510円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
福祉部 福祉総務課	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="543 669 1581 871"> <thead> <tr> <th>事実発生時期</th><th>人数</th><th>延べ件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年3月</td><td>2名</td><td>2件</td></tr> </tbody> </table>	事実発生時期	人数	延べ件数	令和2年3月	2名	2件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>
事実発生時期	人数	延べ件数						
令和2年3月	2名	2件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
健康医療部 健康推進室	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあった。</p> <p>また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="533 624 1877 810"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和元年6月12日</td> <td>令和元年6月11日</td> <td>令和元年6月11日</td> <td>560円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和元年6月12日	令和元年6月11日	令和元年6月11日	560円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
職員	旅行日			旅行命令			過払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和元年6月12日	令和元年6月11日	令和元年6月11日	560円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
健康医療部 健康推進室	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが17件あった。					検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日		
東京都	平成31年4月25日から同月26日まで	37,940円	1人	令和元年6月24日		【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費
東京都	平成31年4月25日から同月26日まで	37,980円	1人	令和元年6月24日		
東京都	平成31年4月25日から同月26日まで	37,940円	1人	令和元年6月24日		
東京都	令和元年5月25日	29,320円	1人	令和元年7月3日		
東京都	令和元年6月3日	29,300円	1人	令和元年12月9日		
東京都	令和元年7月1日	29,240円	1人	令和元年8月9日		
東京都	令和元年7月1日	29,800円	1人	令和元年8月9日		
東京都	令和元年7月3日	29,240円	1人	令和元年8月28日		
東京都	令和元年7月3日	29,700円	1人	令和元年8月28日		
東京都	令和元年7月4日	29,260円	1人	令和元年8月28日		
東京都	令和元年7月4日	29,240円	1人	令和元年8月29日		
埼玉県	令和元年7月8日	29,980円	1人	令和元年9月10日		
東京都	令和元年10月4日	29,480円	1人	令和元年11月15日		
東京都	令和元年10月4日	30,320円	1人	令和元年11月15日		
福井県	令和元年10月11日	13,420円	1人	令和元年11月12日		
福井県	令和元年10月11日	11,280円	1人	令和元年11月12日		
東京都	令和2年1月31日	29,780円	1人	令和2年3月11日		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																								
健康医療部 健康推進室 健康づくり課	<p>府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に更新登録を行っていないものがあった。</p> <p>施設名：大阪がん循環器病予防センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>貸付数量</th><th>使用目的</th><th>貸付目的</th><th>年間貸付料</th><th>貸付期間（※）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>5142.32m²</td><td>非営利</td><td>大阪がん循環器病予防 検診センター</td><td>免除</td><td>H31.4.1 ～ R4.3.31</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>66.25m²</td><td>非営利</td><td>公益財団法人大阪府保 健医療財団本部</td><td>誤) 982,360円 正) 987,760円</td><td>H31.4.1 ～ R4.3.31</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>2178.51m²</td><td>非営利</td><td>大阪がん循環器病予防 検診センター用地</td><td>免除</td><td>H31.4.1 ～ R4.3.31</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 公有財産台帳では貸付期間が、「H27.4.1～H31.3.31」のまま放置されていた。</p>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間（※）	建物	5142.32m ²	非営利	大阪がん循環器病予防 検診センター	免除	H31.4.1 ～ R4.3.31	建物	66.25m ²	非営利	公益財団法人大阪府保 健医療財団本部	誤) 982,360円 正) 987,760円	H31.4.1 ～ R4.3.31	土地	2178.51m ²	非営利	大阪がん循環器病予防 検診センター用地	免除	H31.4.1 ～ R4.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間（※）																					
建物	5142.32m ²	非営利	大阪がん循環器病予防 検診センター	免除	H31.4.1 ～ R4.3.31																					
建物	66.25m ²	非営利	公益財団法人大阪府保 健医療財団本部	誤) 982,360円 正) 987,760円	H31.4.1 ～ R4.3.31																					
土地	2178.51m ²	非営利	大阪がん循環器病予防 検診センター用地	免除	H31.4.1 ～ R4.3.31																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項																																				
環境農林水産部 環境農林水産 総務課	<p>過年度に撤去（一部撤去を含む。）した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳から除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財産名称</th><th>種目</th><th>数量</th><th>取得価額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明設備</td><td>照明装置</td><td>0 個</td><td>615,000円</td></tr> <tr> <td>植込み擁壁</td><td>囲障</td><td>0 個</td><td>1,407,000円</td></tr> <tr> <td>車止め</td><td>雑工作物</td><td>0 個</td><td>804,000円</td></tr> <tr> <td>誘導標識</td><td>諸標</td><td>0 個</td><td>2,256,000円</td></tr> <tr> <td>照明器具</td><td>照明装置</td><td>0 個</td><td>369,000円</td></tr> <tr> <td>点字タイル</td><td>諸標</td><td>0 個</td><td>511,000円</td></tr> <tr> <td>ネットフェンス</td><td>囲障</td><td>4 個</td><td>615,078円</td></tr> <tr> <td>ネットフェンス</td><td>囲障</td><td>1 個</td><td>552,514円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 本件、6件について、公有財産台帳では数量が「0個」と登録されていた。</p>				財産名称	種目	数量	取得価額	照明設備	照明装置	0 個	615,000円	植込み擁壁	囲障	0 個	1,407,000円	車止め	雑工作物	0 個	804,000円	誘導標識	諸標	0 個	2,256,000円	照明器具	照明装置	0 個	369,000円	点字タイル	諸標	0 個	511,000円	ネットフェンス	囲障	4 個	615,078円	ネットフェンス	囲障	1 個	552,514円	<p>検出事項について、保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われたい。</p> <p>また、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録)</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） (台帳価格)</p> <p>第12条</p> <p>(5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。</p> <p>ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。</p> <p>イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>
財産名称	種目	数量	取得価額																																						
照明設備	照明装置	0 個	615,000円																																						
植込み擁壁	囲障	0 個	1,407,000円																																						
車止め	雑工作物	0 個	804,000円																																						
誘導標識	諸標	0 個	2,256,000円																																						
照明器具	照明装置	0 個	369,000円																																						
点字タイル	諸標	0 個	511,000円																																						
ネットフェンス	囲障	4 個	615,078円																																						
ネットフェンス	囲障	1 個	552,514円																																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
環境農林水産部 環境管理室 環境保全課	<p>長期継続契約を締結している下記業務委託契約について、令和元年度分に係る経費支出 伺書（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われていた。</p> <p>業務名称：大気汚染常時監視測定局の保守管理等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 契約日 : 平成30年6月14日 2 委託期間 : 平成30年7月1日から平成32年（令和2年）12月31日まで 3 契約金額 : 150,120,000円 4 平成31年4月分検査日 : 令和元年5月22日 5 平成31年4月分請求日 : 令和元年5月27日（請求金額4,824,000円） 6 経費支出伺書の決裁日 : 令和元年5月23日 7 支出負担行為額（令和元年度）: 60,048,000円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止 に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任さ れた者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしな ければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式 第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が 別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおり とする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定す るとき。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	
環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課	借用財産について、公有財産台帳の更新登録を行っていないものがあった。						検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。	
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	<p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産)</p> <p>第18条 部局長等は、所管事業にかかる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用</p> <p>府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。</p> <p>借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>	
	建物	豊中市服部西町5丁目1-1	2 m ²	航空機騒音常時監視システム機器設置	免除	H30. 4. 1～H31. 3. 31 H31. 4. 1～R2. 3. 31		
	建物	豊中市野田町1番2号	2 m ²	航空機騒音常時監視システム機器設置	無償	H30. 4. 1～H31. 3. 31 H31. 4. 1～R2. 3. 31		
	建物	大阪市淀川区十八条3-1-65	2 m ²	航空機騒音常時監視システム機器設置	免除	H30. 4. 1～H31. 3. 31 H31. 4. 1～R2. 3. 31		
※ 本件、全て公有財産台帳では借用期間が、「H29. 4. 1～H30. 3. 31」のまま放置されていた。								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																																	
都市整備部 都市計画室	<p>報償費の支出において、所得税の源泉徴収の手続きをとらず、報償費から源泉徴収額を差し引いた金額を報償費として支給していた。そのため所得税の納付もしていなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th><th>区分</th><th>支出金額</th><th>源泉徴収額</th><th>差引支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和2年 3月12日</td><td>誤</td><td>7,070円</td><td>0円</td><td>7,070円</td></tr> <tr> <td>内訳</td><td>報償費</td><td>7,070円</td><td>0円</td><td>7,070円</td></tr> <tr> <td>旅費</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>正</td><td>8,300円</td><td>1,230円</td><td>7,070円</td></tr> <tr> <td>内訳</td><td>報償費</td><td>8,300円</td><td>1,230円</td><td>7,070円</td></tr> <tr> <td></td><td>旅費</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>					実施日	区分	支出金額	源泉徴収額	差引支給額	令和2年 3月12日	誤	7,070円	0円	7,070円	内訳	報償費	7,070円	0円	7,070円	旅費	0円	0円	0円	正	8,300円	1,230円	7,070円	内訳	報償費	8,300円	1,230円	7,070円		旅費	0円	0円	0円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行わみたい。</p> <p>【所得税法】 (源泉徴収義務)</p> <p>第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> <p>【所得税法施行令】 (報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収)</p> <p>第320条 法第204条第1項第1号（源泉徴収義務）に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下（写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。）若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものとの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第28条第6項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。</p> <p>【所得税基本通達】 第6章 報酬、料金等に係る源泉徴収 法第204条《源泉徴収義務》関係 〔共通関係〕 (報酬、料金等の性質を有するもの) 204-2 法第204条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる報酬、料金又は契約金の性質を有するものについては、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用されることに留意する。</p>
実施日	区分	支出金額	源泉徴収額	差引支給額																																			
令和2年 3月12日	誤	7,070円	0円	7,070円																																			
	内訳	報償費	7,070円	0円	7,070円																																		
	旅費	0円	0円	0円																																			
	正	8,300円	1,230円	7,070円																																			
内訳	報償費	8,300円	1,230円	7,070円																																			
	旅費	0円	0円	0円																																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
都市整備部 都市計画室	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和2年3月31日に遡る形で行われていた。</p> <p>業務名称：「箕面森町における府有財産の売買に関する契約書」に係る負担金精算差額の支払いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 経費支出伺書の起案日：令和2年5月8日 決裁日：令和2年5月8日 2 経費支出伺書の起票日：令和2年3月31日 3 支出負担行為額：1,733,898円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第2節 2 支出負担行為の会計事務手続（経費支出伺書の作成） (2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。 3 支出負担行為としてとらえる時期 支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1772 1680 2915 1837"> <thead> <tr> <th>節の名称</th> <th>支出負担行為としてとらえる時期</th> <th>支出負担行為の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18負担金、補助及び交付金</td> <td>支出決定のとき又は指令をするとき</td> <td>支出しようとする額又は指令金額</td> </tr> </tbody> </table>	節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲	18負担金、補助及び交付金	支出決定のとき又は指令をするとき	支出しようとする額又は指令金額
節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲						
18負担金、補助及び交付金	支出決定のとき又は指令をするとき	支出しようとする額又は指令金額						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
都市整備部 都市計画室	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>人数</th><th>精算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県</td><td>令和元年8月2日</td><td>62,740円</td><td>2人</td><td>令和元年10月17日</td></tr> <tr> <td>東京都</td><td>令和元年8月8日</td><td>58,900円</td><td>2人</td><td>令和元年10月17日</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	千葉県	令和元年8月2日	62,740円	2人	令和元年10月17日	東京都	令和元年8月8日	58,900円	2人	令和元年10月17日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日													
千葉県	令和元年8月2日	62,740円	2人	令和元年10月17日													
東京都	令和元年8月8日	58,900円	2人	令和元年10月17日													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項
都市整備部 港湾局	管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものが7件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。				検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。
	職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額
			当初入力日	重複入力日	
	A	平成31年4月23日	平成31年4月15日	平成31年4月15日	560円
	B	平成31年4月25日	平成31年4月25日	平成31年4月25日	380円
	C	令和元年6月20日	令和元年6月20日	令和元年6月25日	330円
	D	令和元年7月19日	令和元年7月17日	令和元年7月17日	1,380円
	E	令和元年8月6日	令和元年7月18日	令和元年7月19日	230円
	F	令和元年9月12日	令和元年9月11日	令和元年9月11日	460円
	G	令和2年1月27日	令和2年1月27日	令和2年1月27日	1,300円

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項
都市整備部 港湾局	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが9件あった。				検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	
東京都	平成31年4月12日	29,240円	1人	令和元年5月13日	<p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
東京都	平成31年4月19日	59,040円	2人	令和元年5月29日	
東京都	平成31年4月24日	20,480円	1人	令和元年5月27日	
神奈川県	令和元年6月27日	28,390円	1人	令和元年8月30日	
東京都	令和元年6月27日 から同月28日まで	76,600円	2人	令和元年8月30日	
宮崎県	令和元年7月17日	94,880円	2人	令和元年9月2日	
高知県	令和元年7月18日	49,570円	3人	令和元年8月30日	
東京都	令和元年7月19日	29,600円	1人	令和元年8月30日	
東京都	令和元年10月9日	38,840円	1人	令和元年11月15日	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
住宅まちづくり部 都市居住課	<p>職員Aの出勤簿を確認したところ、当該日において早退ありとなっていた。原因を調査すると、管内出張（宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>旅行日</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨木市</td> <td>令和元年 7月12日</td> <td>1,180円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費の額	茨木市	令和元年 7月12日	1,180円	<p>検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて職員に周知徹底すること。</p> <p>また、所属のチェック体制を強化する等の措置を講じられたい。</p>
出張先	旅行日	旅費の額						
茨木市	令和元年 7月12日	1,180円						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
教育庁 教育総務企画課	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="597 669 1349 810"> <thead> <tr> <th>事実発生時期</th><th>人数</th><th>延べ件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年3月</td><td>1名</td><td>2件</td></tr> </tbody> </table>	事実発生時期	人数	延べ件数	令和2年3月	1名	2件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>
事実発生時期	人数	延べ件数						
令和2年3月	1名	2件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
教育庁 教育総務企画課	無体財産権（3件）について、公有財産台帳に登録されていないものがあった。					検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。
	種別	種目	財産名	登録番号	登録年月日	
	無体財産権	商標権	大阪教育ゆめ基金ロゴマーク	第5266084号	平成21年9月18日	
	無体財産権	商標権	大阪教育ゆめ基金ロゴマーク	第5266085号	平成21年9月18日	
	無体財産権	商標権	大阪教育ゆめ基金ロゴマーク	第5266086号	平成21年9月18日	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
教育庁 学校総務サービス課	<p>長期継続契約を締結している下記について、令和元年度分に係る経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後及び当該年度における4月分の請求日後に行われていた。</p> <p>契約名称：基幹系業務システム総合整備事業インターネット接続に係る回線サービスの利用契約</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 契約日：平成31年1月23日 2 契約期間：平成31年3月1日から令和4年11月30日まで 3 契約金額：1,020,600円 4 平成31年4月分請求日：令和元年5月10日（請求金額22,680円） 5 経費支出伺書の決裁日：令和元年5月24日 6 支出負担行為額（令和元年度）：272,160円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで